

## 平成29年度事業報告

(平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日)

### I 概況

公益社団法人新津法人会は平成29年度の1年を通して、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行ってきました。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の発展、地域の活性化に寄与するための諸施策に取り組みました。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

#### 〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーを、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育活動では、小学生を対象に社会の中での税金の果たす役割や、その大切さについて考えるきっかけを提供するため、青年部会では「租税教室」を、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」をそれぞれ実施しました。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報を実施いたしました。

企業の税務コンプライアンス向上に向けた活動として、「自主点検チェックシート」の活用を積極的に推奨しました。

また、税制改正の提言事業では、今後の望ましい税制のあり方について、税のオピニオンリーダーとして建設的な税制提言活動の実施に努めました。

その他、地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、時代に則したテーマの講演会・セミナーを開催するなど、幅広く経営支援事業に取り組みました。その際、参加者からタオルの寄付を募り、社会福祉施設等に寄贈し、福祉や医療の現場で役立ててもらおうための社会貢献活動にも取り組みました。

#### 〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。特に、平成29・30年度事業である福利厚生制度「2年2万社純増運動」は初年度でもあり、積極的に推進しました。

#### 〔管理関係〕

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢の確立等、管理運営に努めました。

## Ⅱ 公益関係

### [1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

税に関する研修・セミナーについては、決算説明会、税制改正、税務申告を中心に実施しました。開催状況は以下の通りです。

#### 項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
決算期別説明会	9回	133名	新津税務署担当官
相続税・贈与税税務研修会	1回	24名	税理士 渡部一氏
日本酒あれこれ	1回	43名	新津税務署長 井比常夫氏
法人税の申告状況と調査状況	1回	33名	新津税務署統括官 神澤隆広氏
確定申告の実務ポイント	1回	36名	新津税務署上席官 太田純子氏
合計	13回	269名	

※ 税法・税務関連の各種テキスト等を、研修会などの開催時に会員及び一般市民に配付しています。

配布したテキスト等

- ①平成 29 年度税制改正のあらまし
- ②会社の決算・申告の実務
- ③国税のクレジットカード納付が始まります
- ④国税のダイレクト納付をご利用ください
- ⑤給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の提出は eLTAX で！
- ⑥法定調書の作成・提出はパソコンで ～e-Tax、光ディスクでもっと便利に～
- ⑦マイナンバーカードで e-Tax
- ⑧ネット申告が便利 申告・納税 e-Tax
- ⑨源泉徴収事務・法令調書作成事務におけるマイナンバー制度
- ⑩契約書や領収書と印紙税
- ⑪源泉所得税の改正あらまし 平成 29 年 4 月
- ⑫よくわかる消費税軽減税率制度

- ⑬消費税法改正のお知らせ
- ⑭消費税の軽減税率制度が実施されます
- ⑮申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です！
- ⑯平成 29 年度版 新設法人のための会社の税金 ガイドブック
- ⑰平成 29 年度版 暮らしの税情報
- ⑱従業員の個人住民税は特別徴収して納めましょう！
- ⑲消費税及び地方消費税の納税は期限内に
- ⑳e-Tax を使ったとても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用下さい
- ㉑e-Tax を利用してダイレクト納付を始めてみませんか
- ㉒軽減税率対策補助金
- ㉓「法人事業概況説明書」の様式が改正されます
- ㉔医療費控除は領収書が提出不要となりました
- ㉕インターネットで申告ができます
- ㉖税務調査で把握される誤りやすい事例と  
「自主点検チェックシート」の活用について
- ㉗平成 28 年度における法人税の申告事績の概要
- ㉘納税についてのお知らせ
- ㉙社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い  
～ 国税庁ホームページで申告書が作れます ～
- ㉚会社取引をめぐる税務
- ㉛源泉所得税実務のポイント
- ㉜自主点検チェックシート
- ㉝会社役員のための確定申告実務ポイント

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

公益法人移行とともに、新しい研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会ホームページ上ネットで配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下の通りとなりました。

【月別利用状況】

平成 29 年度 (月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アクセス数	900	873	929	607	841	712	857	817	712	922	672	920
一般利用	13	8	8	3	3	9	12	7	12	7	9	16
会員利用	88	100	93	78	100	71	85	82	73	75	80	75

## (2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

### ① 租税教室

青年部会では小学校高学年の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、「租税教室」を実施しています。児童に楽しく学んでもらえるよう、税金のない世界を描いたDVDの視聴や、1億円のレプリカを用意するなど、様々な工夫を凝らした授業を行いました。(資料として「タックスフロントとけんたくん」、「おじいさんの赤いつぼ」を配布)

事業	開催校	出席者数
租税教室	大蒲原小学校 6年生 13名	青年部会 2名
	新津第三小学校 6年生 124名	青年部会 2名

### ② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では小学生への租税教育活動として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

平成29年度は、13校から138作品の応募があり、その中から、金賞、新津税務署長賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、表彰しました。

### ③ 事前の会議、研修会等

租税教育の更なる充実を目的に、以下の会議、研修会等に参加しました。

#### ア. 租税教室開催に関する研修会

開催日 平成29年10月31日

場 所 新潟地域振興局新津地域整備部

講師 新潟税務署 近藤税務広報広聴官

#### ウ. 租税教育推進協議会定期総会

開催日 平成29年5月17日

場 所 割烹 井 浦

議 題 第1号議案 平成28年度事業報告及び決算報告について

第2号議案 平成29年度事業計画及び予算(案)について

第3号議案 その他

参加者 1名

### (3) 税の広報活動

- ① 新津法人会「会報」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布  
税、経営等に関する最新の情報を提供するため、「法人会報」を年2回、全法連「ほうじん」を年4回（季刊発行）、会員および一般向けに無料で配布しました。
- ② ホームページによる税の広報
  - ・各種研修会を掲載し、一般市民にも参加の案内
  - ・税法・税務・経営セミナー等に関する情報の提供
- ③ ポケットテッシュの配布（「税の絵はがきコンクール」受賞作品掲載）  
平成28年度の絵はがきコンクール受賞作品掲載のポケットテッシュを秋葉区産業祭などのイベント会場や研修会などで配布し、また公共施設窓口に配置するなど広報活動を行いました。

### (4) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁の後援事業である「自主点検チェックシート」（日税連、全法連作成）の活用事例をまとめたDVDを、申告説明会で紹介するなど、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

## [2] 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

平成29年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、全法連へ提出しました。

新潟県連がまとめた要望事項は、「資料1」の通り（P15）

### 平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、  
適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地方経済と雇用の担い手である中小企業に税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

## (2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連および単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、新津法人会としては会長、副会長および事務局長で編成した要望団によって、平成 29 年 11 月 21 日、管内選出の参議院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に、地方自治体に対する要望活動として、五泉市長ならびに市議会議長へ提言書を提出しました。

## (3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われたものは、「資料 2」の通り（P 21）

## [3]地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

### (1) 経営支援に関する研修会の実施状況

研修会開催状況は下記の通りです。

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
がんにならない人の法則	1 回	58 名	医療ジャーナリスト 松井宏夫氏
なるか！日本再生～今後のアベノミクスと地方創生…舞台裏から見た政局・政治・経済～	1 回	43 名	政治ジャーナリスト 有馬晴海氏
お金をかけないで、いい人を採用する方法	1 回	36 名	特定社会保険労務士 水谷英二氏
アンガーマネジメントセミナー	1 回	24 名	日本アンガーマネジメント協会 玉木幸宏氏
仕事で使える雑談術	1 回	33 名	リフレッシュコミュニケーションズ 吉田幸弘氏
よそ者・若者・バカ者とつくり出す地域創生	1 回	36 名	NPO法人エル・コミュニティ代表 竹部美樹氏

合 計 6 回 230 名

※ 経営情報等に関する有益な各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付しました。

配布したテキスト等

- ①ハラスメントが起きない職場の作り方
- ②債権管理
- ③すぐに役立つビジネスマナー
- ④これだけは知っておきたい！労基署調査のポイント

## (2) 社会貢献活動

### ① 社会貢献活動特別講演会

一般公開による記念講演会を実施し、来場者からの寄付タオルを福祉施設へ寄贈しました。

日時 平成30年3月10日(土)  
場所 秋葉区新津健康センター はつらつホール  
講師 三遊亭円丸師匠(落語家)  
テーマ 「健全な経営は健康から～笑い与健康～」  
参加者 41名(内、一般参加者25名)

年間を通じて研修会等の参加者や会員、その他一般市民から寄付された古タオル・古切手は以下の通り福祉施設等に寄贈しました。なお、「使用済み切手」は社会福祉協議会にて売却され、その収益金は被災地支援等に活用されています。

施設名	内容	実施日
秋葉区社会福祉協議会	古切手	H30.3.28
グループホーム「陽だまり」(中東福祉会)	タオル 380枚	H30.3.28
特別養護老人ホーム「山王苑」(茨塚福祉会)	タオル 300枚	H30.3.30

### ② 女性部による税金クイズ

社会貢献活動に合わせ、女性部による税金クイズを2回実施。身近な事例をクイズにしたもので、大好評でした。

#### 税金クイズ

	実施日および会場	参加者数
1回目	7月7日(木)	52名
2回目	3月10日(土)	41名

### ④ いちごプロジェクト(節電運動)の実施

全法連女性部が中心となり実施している「いちごプロジェクト(15%節電運動)」では、各地区女性部で節電を呼びかけ、うちわとチラシの配布を行いました。

### Ⅲ 共益関係

#### [1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

##### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、前年同様、廃業や合併等に伴う退会により、会員の減少に歯止めがかからない状態です。

平成29年度は「会員増強月間」を9月から3月に設定し、役員の率先した参画や指導のもと、会員増強に努めました。

なお、保険会社3社、税理士会、青年部、女性部にも例年通り協力を要請しました。

- ① 新規会員紹介者へのクオカードの贈呈
- ② 新設法人データの活用
- ③ 各研修会、税務説明会の会場で入会を勧誘
- ④ 会員企業の転出の際に、転入先の単位会から連絡させる。地域（単位会）を超えた会員紹介の実施。

#### 会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	30年3月末
	28年12月末	29年12月末	増減数		
1,692	761	706	△55	41.7%	704

##### (2) 広報活動の充実

- ① 非会員・新設法人を対象に会員勧奨用のチラシを作成し、会員増強に努めました。
- ② ポスターによるPR  
本年度から、「人脈がひろがる、社会につながる。」をメインメッセージとし、人脈のひろがりや「経営者の輪」、社会とのつながりを「日本列島」で表現したポスターを作成し、講演会・研修会会場などで掲示しました。

##### (3) 部会等事業の充実

#### 会議、研修等 開催状況

	事業	開催数(回)	出席者数(人)
青年部会	通常総会	1	5
	役員会等	3	17
	研修会	1	47
	租税教育活動	2	137



### 会議、研修等 開催状況

	事業	開催数 (回)	出席者数(人)
女性部会	通常総会	1	12
	役員会等	3	22
	研修会	3	91
	租税教育活動	2	18

#### ① 青年部会の活動

- ・租税教育活動として、小学生対象の「租税教室」を実施  
(詳細：Ⅱ公益関係 1. 税を巡る諸環境の整備改善事業 (2)租税教育活動)

#### ② 女性部会の活動

- ・租税教育活動として、小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」を実施  
(詳細：Ⅱ公益関係 1. 税を巡る諸環境の整備改善事業 (2)租税教育活動)
- ・社会貢献活動として、税金クイズを実施  
(詳細：Ⅱ公益関係 3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業 (2)社会貢献活動)
- ・社会貢献活動として、研修会等開催の都度、タオルを収集、福祉施設へ寄贈

### 部員数 推移

	28年3月末	29年3月末	30年3月末
青年部会	16名	16名	17名
女性部会	37名	35名	34名

#### (4) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

##### ① 福利厚生制度連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険3社との連携を密にするため、福利厚生制度連絡協議会を開催しました。

(連絡会議 29.5.8、連絡協議会 29.09.12、連絡会議 30.3.26)

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（平成30年3月現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	20.4%	17.3%	23.5%
加入企業数	144社	122社	166社

③ ふやそう2万社GOGOキャンペーン

福利厚生制度「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の初年度となった平成29年度は、新津法人会において、協力3社との連携のもと、積極的に推進しました。

(5) 会員支援事業

会員企業の経理担当者の表彰

勤続10年以上の経理担当者で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年1回表彰を行っています。

優良経理担当者表彰式

開催日 平成29年6月5日

場 所 割烹 新森

受彰者 4社 4名

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいままでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

## IV 管理関係

### [1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示を図りました。さらにホームページを充実し情報の発信や会活動のPRに努めました。

### [2] 諸会議の開催状況

#### (1) 通常総会

- 開催日 平成 29 年 6 月 5 日  
場 所 割烹 新森  
出席人数 395 社（委任状含む）  
決議事項  
第 1 号議案 平成 28 年度決算報告承認の件  
第 2 号議案 その他  
報告事項  
① 理事会承認事項  
平成 28 年度事業報告  
平成 29 年度事業計画  
平成 29 年度収支予算  
② その他

#### (2) 監 事 会

- 開催日 平成 29 年 4 月 27 日（木）  
場 所 新津本町 2 割烹「榊形屋」  
議 題 平成 28 年度事業報告等並びに計算書類等の監査について

#### (3) 正副会長会議

- ① 開催日 平成 29 年 5 月 8 日（月）  
場 所 小須戸まちづくりセンター 活動室 2  
議 題 1. 平成 28 年度事業報告並びに収支決算承認の件  
2. 任期満了に伴う役員改選の件  
3. 就業規則改程に関する件
- ② 開催日 平成 29 年 9 月 12 日（火）  
場 所 割烹 榊形屋  
議 題 1. 秋の特別講演会の件  
2. 委員会名簿（案）の件  
3. 職員給与規程改程の件

- ③開催日 平成 30 年 3 月 26 日 (月)  
場 所 割烹 井浦  
議 題 1. 平成 30 年度事業計画 (案) 並びに収支予算 (案) 承認の件  
2. 平成 30 年度通常総会日程並びに記念講演会の講師について  
3. その他

#### (4) 理 事 会

- ①開催日 平成 29 年 5 月 8 日 (月)  
場 所 小須戸まちづくりセンター  
出席者 14 名  
議 題 1. 平成 28 年度事業報告並びに収支決算承認の件  
2. 任期満了に伴う役員改選の件  
3. 就業規則改程に関する件

- ②開催日 平成 29 年 9 月 12 日 (火)  
場 所 割烹 榊形屋  
出席者 16 名  
議 題 1. 秋の特別講演会の件  
2. 委員会名簿 (案) の件  
3. 職員給与規程改程の件

- ③開催日 平成 30 年 3 月 26 日 (月)  
場 所 割烹 井浦  
出席者 15 名  
議 題 1. 平成 30 年度事業計画 (案) 並びに収支予算 (案) 承認の件  
2. 平成 30 年度通常総会日程並びに記念講演会の講師について  
3. その他

#### (5) 委 員 会

##### ①事業厚生研修委員会 (福利厚生制度役員懇談会)

- 開催日 平成 29 年 5 月 8 日 (月) 午後 3 時 00 分～  
場 所 小須戸まちづくりセンター  
議 題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について  
2. A I U 損害保険(株)取り扱い制度の説明について  
3. A f l a c 取り扱い制度の説明について

##### ②事業厚生研修委員会 (福利厚生制度推進連絡協議会)

- 開催日 平成 29 年 9 月 12 日 (火) 午後 4 時 45 分～  
場 所 割烹 榊形屋  
議 題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について  
2. A I U 損害保険(株)取り扱い制度の説明について  
3. A f l a c 取り扱い制度の説明について

③事業厚生研修委員会（福利厚生制度役員懇談会）

開催日 平成30年3月26日（月） 午後3時00分～  
場 所 割烹 井浦  
議 題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について  
2. A I G損害保険(株)取り扱い制度の説明について  
3. A f l a c 取り扱い制度の説明について

(6) その他行事参加

① 第34回全法連事務局セミナー

開催日 平成30年3月2日  
場 所 ハイアットリージェンシー東京（新宿）  
参加人員 1名  
第1部 「法人会の役割とこれから」  
講師 全法連専務理事 松崎也寸志 氏  
第2部 「法人会との連携・協調について」  
講師 国税庁課税部法人課税課長 灘野 正規 氏  
第3部 「公益・一般法人を巡る行政庁の動向について」  
講師 公認会計士・税理士 中田ちず子 氏

② 局連主催・事務局担当者研修会

開催日 平成29年12月4日  
場 所 ホテルブリランテ武蔵野（さいたま市）  
参加人員 1名  
第1講座 「租税教室の現状について」  
講師 関東信越国税局  
総務部国税広報広聴室長 山崎 正弘 氏  
第2講座 「酒類行政における最近の取組等」  
講師 関東信越国税局  
課税第二部酒税課課長補佐 荻村 仁 氏

(7) 県連、部会、支部、その他の会議等

〔県連関係〕

平成29年 12月18日 事務局長会議  
(ANAクラウンプラザホテル新潟)

〔青年部会関係〕

平成 29 年	5 月 17 日	監査会
〃	5 月 17 日	役員会
〃	6 月 5 日	通常総会
〃	7 月 6 日	(県連) 青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	8 月 29 日	役員会
〃	9 月 7 日	スポーツ大会
〃	9 月 22 日	(県連) 青年部会連絡協議会合同セミナー (村上)
〃	11 月 10 日	(全法連) 全国青年の集い 高知大会
〃	11 月 29 日	役員会
〃	12 月 6 日	年末講演会
平成 30 年	1 月 23 日	新春講演会

〔女性部会関係〕

平成 29 年	4 月 7 日	全国女性部フォーラム (鹿児島大会)
〃	4 月 26 日	監査会・役員会
〃	6 月 5 日	通常総会
〃	7 月 24 日	役員会
〃	9 月 13 日	(県連) 女性部会連絡協議会正副会長会議
〃	10 月 18 日	企業視察
〃	12 月 6 日	役員会
〃	12 月 6 日	年末講演会
平成 30 年	1 月 23 日	新春講演会
〃	2 月 1 日	「税に関する絵はがきコンクール」審査会
〃	2 月 26 日	「税に関する絵はがきコンクール」作品展示

〔支部関係〕

平成 29 年	6 月 16 日	小須戸支部 解散総会
---------	----------	------------

[その他]

平成 29 年	5 月 17 日	租税教育推進協議会定期総会
〃	5 月 24 日	税務協力団体協議会通常総会
〃	6 月 23 日	新津商工会議所通常総会
〃	6 月 28 日	青色申告会連合会総会
〃	9 月 5 日	税務協力団体協議会役員会
〃	10 月 2 日	新津商工会議所防災訓練
〃	11 月 10 日	納税表彰式
〃	11 月 17 日	新津商工会議所会員大会
平成 30 年	1 月 10 日	新津商工会議所賀詞交歓会

※ 納税功勞による受彰者

平成 30 年度全法連功勞者表彰（単位会関係）

吉田 健治 氏 新津法人会監事

## 新潟県連がまとめた要望事項

## 平成 30 年度税制改正要望事項

## 総 論

## 第一 経済活性化への積極的取り組み

平成 29 年度税制改正においては、わが国経済の成長力底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われたとともに、経済の好循環を促すための研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われた。

ただ、昨今の米欧各国をはじめとする世界の政治状況の混乱、更には経済の先行き不透明感などから、わが国経済は足踏み状態が続いており、引き続きデフレからの脱却・経済再生が最優先課題となっている。

とりわけ地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気になるためのさらなる具体的施策を示し、実行するよう、政府に対し強く求めたい。

## 第二 行財政改革の徹底

平成 29 年度予算は、歳入 97.5 兆円のうち、税収は 57.7 兆円（前年度当初予算 57.6 兆円）、国債の新規発行額は 34.4 兆円（前年度から 622 億円減）であり、公債依存度は 35.3%（前年度 35.6%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020 年度にプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の受給資格期間の短縮、高所得者の給付削減
2. 薬価を含む診療報酬体系の見直し
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 公務員数の適正化と給与・退職金等の民間準拠徹底
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬・年金制度の再設計
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革
10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用

## 第三 法人・個人所得税について

税制には、負担の公平性はもちろん、わかりやすく簡素な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性が求められる。



法人税における租税特別措置など、特定の政策目的を実現するために有効な政策手段となり得る一方で、税負担の歪みに繋がる恐れのあるものについては、真に必要なものに限定すべきと考える。

個人所得税については、平成 29 年度改正で配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたものの抜本的な改革は行われていない。所得税のあり方や各種控除等の見直しなどについて更に議論を深めていく必要があり、引き続き適正な税負担の仕組みを追及・検討していくべきである。

#### 第四 社会保障制度改革推進について

人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで、国民は将来不安を強く感じている。

出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきたが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

#### 第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。住宅再建やまちづくりなどの復興状況は、用地取得の遅れや人手・資材の不足等から計画を下回るペースで進捗しており、「復興・創生」に向けた取組みは依然として喫緊の課題といえる。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、集中復興期間中に、一部指摘のあった予算流用や最近発覚した政府系金融機関による危機対応融資制度の不適正運用など国費の無駄に直結する事例には厳しく対処し、こうした事象が発生することのないよう改めて財政規律の遵守を強く求める。

### 【 基 本 事 項 】

#### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

##### 1. 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

## 2. 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

## 3. 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

## 4. 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

## 5. 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則」事業年度終了後3か月以内」に延長すること。

## 6. 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

## 第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

### 1. 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したのみに見直すこと。
- (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
- (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。

### 2. 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

## 第三 消費税制について

平成29年4月から予定されていた消費税率の引き上げは、2年半延期された。ただ、軽減税率制度の導入については、既定の通り「10%への引き上げ時」とされる見込みである。税率引き上げの再延期は、国内外の経済情勢等を踏まえての政治判断であるが、財政健全化や社会保障の充実という重い課題がさらに厳しさを増すものとなった。軽減税率制度については、法人

会としては「10%程度までは、単一税率が望ましい」との主張に変わらないが、「10%引き上げ時の導入」を前提とした場合、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

#### 第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

#### 第五 地方税制について

##### 1. 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

##### 2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

##### 3. 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

##### 4. ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにするべきであり一部見直しが必要と考える。

#### 第六 マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミ

スやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った運用が成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

## 第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

## 第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

## 【 個別事項 】

### 第一 法人税関係

#### 1. 中小企業の軽減税率 15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ

中小企業に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化すること。

また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。

#### 2. 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。

また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃すること。

#### 3. 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すこと。

#### 4. 引当金の損金算入

(1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

#### 5. 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とすること。

#### 6. 公益法人課税のあり方について検討が行われているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を進めること。

### 第二 所得税関係

#### 1. 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

#### 2. 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

#### 3. 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

### 第三 相続税・贈与税関係

#### 1. 相続税・贈与税の納税猶予制度の更なる要件緩和と充実

(1) 株式総数上限(3分の2)撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げること。

(2) 死亡時まで猶予税額が免除されない制度を、一定の年数で免除する制度に改めること。

(3) 対象会社規模を拡大すること。

#### 2. 親族外への事業承継に対する措置の充実

#### 3. 贈与税の控除額引上げ

(1) 経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(2) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

#### 4. 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

#### 5. 課税財産の見直し

(1) 事業用資産を一般財産と切り離した事業承継税制とすること。

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

#### 6. 取引相場のない株式等の評価の適正化について

平成29年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行われたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があり早急な対応を求める。

#### **第四 間接税関係**

##### **1. 印紙税の改正**

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

#### **第五 その他**

##### **1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。**

##### **2. e-TaxとeLTAXの電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。**

以上

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### [法人課税]

#### 1. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置について</li> </ul> <p>では、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。</li> </ul>

#### 2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

#### 3. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を</li> </ul> <p>前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資につい</p>

<p>た多角的な環境整備が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。</li> <li>地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</li> </ul>	<p>て、固定資産税の課税標準を最初の3年間 ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。</li> </ul>
---	---

### [事業承継税制]

#### 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続を対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。</li> </ul>

### [その他]

#### 1. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）との統一的な運用を検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。</li> <li>複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。</li> </ul>



## 2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる措置が講じられました。</li></ul>